

パソコンの賃貸借及び保守に関する契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）はパソコン（以下「機器」という。）の賃貸借及び保守について下記条項により契約を締結する。

（目的）

第 1 条 この契約書は、機器を発注者が常時正常な状態で稼動し得るように、受注者が保守し、発注者の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第 2 条 この契約による契約期間は令和 7 年10月 1 日から令和11年 9 月30日までとする。

（契約保証金）

第 3 条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条の規定による。

（契約対象機器及び設置場所）

第 4 条 この契約の対象とする機器は、仕様書のとおりとする。

設置場所 土木建築部 技術・建設業課 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 4 台

（賃貸借料）

第 5 条 機器の賃貸借料（保守料金込）は、総額〇〇〇〇〇円とする（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、総額〇〇〇〇〇円とする。）。

[年度別内訳]

令和 7 年度 月額〇〇〇〇〇円×6 月＝〇〇〇〇〇円（うち税額〇〇〇〇〇円）

令和 8 年度 月額〇〇〇〇〇円×12 月＝〇〇〇〇〇円（うち税額〇〇〇〇〇円）

令和 9 年度 月額〇〇〇〇〇円×12 月＝〇〇〇〇〇円（うち税額〇〇〇〇〇円）

令和10年度 月額〇〇〇〇〇円×12 月＝〇〇〇〇〇円（うち税額〇〇〇〇〇円）

令和11年度 月額〇〇〇〇〇円×6 月＝〇〇〇〇〇円（うち税額〇〇〇〇〇円）

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条の規定並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき算出したものである。

2 消費税額及び地方消費税額は、所定の税率に改正がある場合は、甲乙協議のうえ、改正後の税率に基づき増額又は減額することがある。

（支払条件）

第 6 条 発注者は、受注者の毎月発行する適法な請求書により請求を受けたときは、受注者の契約履行を確認し、受注者から請求を受けた日から起算して、30 日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。

- 2 発注者は自己の理由により料金の支払を遅延した場合は、受注者に対して、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

(保守)

第7条 受注者は、機器を発注者が常時正常な状態で使用できるよう点検調整を行うものとする。

- 2 受注者は、機器が故障した場合、発注者の要請により、速やかに保守技術要員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 発注者は、機器の保守が円滑に行われるよう、派遣する保守技術要員に対し、必要な協力を行うものとする。

(保険)

第8条 受注者は、受注者の費用で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、発注者が故意又は重過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を発注者に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者に請求しないものとする。

(設置場所の変更)

第10条 発注者は、第4条に規定する設置場所を変更する場合は、予め受注者及び保守業者に通知するものとする。

(機密の保持)

第11条 受注者及び保守業者は、保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らす等、他の目的に利用してはならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第12条 受注者及び保守業者は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。

- 2 受注者及び保守業者は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

(予算減額又は削除に伴う契約の解除)

第13条 発注者は、契約を締結した後において本契約に係る発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。この場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することはできな

い。

- 2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反した時は、文書による通知をもって、直ちにこの契約を解除することができる。

(発注者による契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者は違約金としてこの契約に基づく支払金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第15条** 受注者は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第1項第1号から第5号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第16条** 受注者は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及

び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約の解除)

第17条 発注者及び受注者は、契約の締結または履行に関し、不正または不誠実な行為があったときは、この契約を解除し相手方に対して損害の賠償を請求できるものとする。

2 発注者または受注者は、前項以外の理由により契約の解除を行うときは、相手方と協議のうえこれを行うものとする。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、当該契約期間（提供を受けた月数）に対する契約代金相当額を受注者に支払うものとする。

(違約金)

第18条 発注者が前条第1項の規定に基づき受注者の責に帰すべき理由によりこの契約を解除したときは、受注者は契約代金の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに納入するものとする。この場合において、違約金の額を超える損害が発生したときは、発注者は受注者に超過額を請求することができる。

2 受注者が前条第1項の規定に基づき発注者の責に帰すべき理由によりこの契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前2項の損害の額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(期間満了及び再リース)

第19条 機器の契約期間満了までに発注者から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続をすることができる。

2 再リース契約を締結しない場合は、発注者は期間満了後速やかに受注者に機器を返還しなければならない。

(期間満了後の記録媒体の処分)

第20条 受注者は、記録媒体内のデータを消去する場合は、記録媒体内のデータを完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発注者に提出すること。

2 受注者は、記録媒体の廃棄を行う場合は、発注者の許可を得るとともに、廃棄を行った日時、担当者職氏名及び処理内容を記録した書面を、発注者に提出すること。

(禁止事項)

第21条 発注者は、事前に書面による受注者の承諾を得た場合のほか、次の行為をしてはならない。

(1) 機器が受注者の所有であることを示す表示等を毀損すること。

(2) 物件の性能、機能、品質等を変更する改造を加えること。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、

発注者と受注者で協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年〇月〇日

発注者	住所	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
	氏名	沖縄県知事 名

受注者	住所
	氏名